

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(EPA 税率を適用する場合の取扱い)</p> <p>68 - 5 - 1 EPA 税率の適用を受けようとする輸入申告(法第43条の3 第1項(法第61条の4において準用する場合を含む。)又は第62条の10の規定による承認の申請(以下この節において「蔵入申請等」という。)が行われた貨物に係るもの又は特例輸入者の特例貨物に係るもの)を除く。以下この節において「輸入申告」という。)又は蔵入申請等が行われた場合の取扱いについては、次による。</p> <p>(省略)</p> <p><u>(リ) ブルネイ協定原産地証明書についての確認</u></p> <p><u>「経済上の連携に関する日本国とブルネイ・ダルサラーム国との間の協定」(平成20年条約第6号)(以下「ブルネイ協定」という。)附属書2に定める品目別規則(以下「ブルネイ協定品目別規則」という。)のうち、東南アジア諸国連合の加盟国である第三国との材料の使用を認めている規則にあっては、材料名、該当する製造工程又は作業及び当該製造工程又は作業を行った国名が、纖維製品の規則にあっては、材料名、該当する製造工程又は作業及び当該製造工程又は作業を行った国名が、それぞれブルネイ協定第37条に基づく原産地証明書(以下「ブルネイ協定原産地証明書」という。)の「4. Item number(as necessary); Marks and numbers; Number and kind of packages; Description of good(s); HS tariff classification number」の欄に記載されるので留意する。</u></p> <p><u>なお、これらの材料が東南アジア諸国連合の加盟国である第三国又はいずれかの締約国の产品であるか否かについては、必要に応じて、関係書類の提出を輸入者に求め、適宜確認を行うものとし、関係書類の具体例については、ブルネイ協定第45条に定める運用上の手続規則別紙3に掲げる書類とする。</u></p> <p>(省略)</p>	<p>(EPA 税率を適用する場合の取扱い)</p> <p>68 - 5 - 1 EPA 税率の適用を受けようとする輸入申告(法第43条の3 第1項(法第61条の4において準用する場合を含む。)又は第62条の10の規定による承認の申請(以下この節において「蔵入申請等」という。)が行われた貨物に係るもの又は特例申告に係る指定貨物のものを除く。以下この節において「輸入申告」という。)又は蔵入申請等が行われた場合の取扱いについては、次による。</p> <p>(新規)</p> <p>(省略)</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(マレーシア原産品の認定の基準)</p> <p>68 - 5 - 2 の 3 マレーシア協定における関税についての特別の規定による便益による税率(以下「マレーシア税率」という。)を適用する場合において、輸入貨物がマレーシア協定第3章の規定に基づきマレーシアの原産品とされるもの(以下この節において「マレーシア原産品」という。)であるかの認定については、同協定第27条から第31条、第33条及び第34条の規定に基づき次により行う。</p> <p>なお、これらの規定は、協定税率の適用、原産地表示等他の目的のためのマレーシアに係る原産地認定には適用されないので、留意する。</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p> <p>(3) マレーシア協定第29条の取扱いについては、次による。</p> <p>マレーシア協定第29条1の規定の規定により、マレーシアの領域において產品を生産するための材料として使用される本邦の原産品は、<u>マレーシア原産材料</u>とみなすことができる。また、マレーシア協定第29条2から、マレーシアで生産された產品がマレーシア原産品であるか否かを決定するため原産資格割合を算定するに際し、本邦又はマレーシアで生産された非原産材料を產品の生産の一次材料として使用する場合において、原産資格割合の計算式の非原産材料価額に算入する額については、当該一次非原産材料の生産に使用される非原産材料(二次非原産材料)の価額に限定することができる。なお、この場合当該一次非原産材料の生産に使用される原産材料(二次原産材料)には、本邦の原産材料も含むことになるので留意する。なお、当該規定を適用した場合には、マレーシア協定原産地証明書の「5.Preference Criterion」の欄に「A C U」と表示される。</p> <p>(4) マレーシア協定第30条の規定については、同協定附属書2第1節一般的注釈に具体的規定があるので留意する。なお、当該規定を適用した場合には、マレーシア協定原産地証明書の「5.Preference Criterion」の欄に「D M I」と表示される。</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p>	<p>(マレーシア原産品の認定の基準)</p> <p>68 - 5 - 2 の 3 マレーシア協定における関税についての特別の規定による便益による税率(以下「マレーシア税率」という。)を適用する場合において、輸入貨物がマレーシア協定第3章の規定に基づきマレーシアの原産品とされるもの(以下この節において「マレーシア原産品」という。)であるかの認定については、同協定第27条から第31条、第33条及び第34条の規定に基づき次により行う。</p> <p>なお、これらの規定は、協定税率の適用、原産地表示等他の目的のためのマレーシアに係る原産地認定には適用されないので、留意する。</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p> <p>(3) マレーシア協定第29条の取扱いについては、次による。</p> <p>マレーシア協定第29条1の規定の規定により、マレーシアの領域において產品を生産するための材料として使用される本邦の原産品は、<u>マレーシア原産品</u>とみなすことができる。また、マレーシア協定第29条2から、マレーシアで生産された產品がマレーシア原産品であるか否かを決定するため原産資格割合を算定するに際し、本邦又はマレーシアで生産された非原産材料を產品の生産の一次材料として使用する場合において、原産資格割合の計算式の非原産材料価額に算入する額については、当該一次非原産材料の生産に使用される非原産材料(二次非原産材料)の価額に限定することができる。なお、この場合当該一次非原産材料の生産に使用される原産材料(二次原産材料)には、本邦の原産材料も含むことになるので留意する。なお、当該規定を適用した場合には、マレーシア協定原産地証明書の「5.Preference Criterion」の欄に「A C U」と表示される。</p> <p>(4) マレーシア協定第30条の規定については、同協定附属書2第1節一般的注釈に具体的規定があるので留意する。なお、当該規定を適用した場合には、マレーシア協定原産地証明書の「5.Preference Criterion」の欄に「D M I」と表示される。</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(チリ原産品の認定の基準)</p> <p>68 - 5 - 2 の 4 「戦略的な経済上の連携に関する日本国とチリ共和国との間の協定」(平成19年条約第8号)(以下「チリ協定」という。)における関税についての特別の規定による便益による税率(以下「チリ税率」という。)を適用する場合において、輸入貨物がチリ協定第4章の規定に基づきチリの原産品とされるもの(以下この節において「チリ原産品」という。)であるかの認定については、同協定第29条から第34条まで、及び第54条の規定に基づき、次により行う。また、セット、キット又は複合的な产品・間接材料・附属品、予備部品及び工具・小売用の包装材料及び包装容器・船積み用のこん包材料及びこん包容器については、同協定第35条から第39条までの規定に基づき、下記68 - 5 - 3 (関税分類変更基準又は特定加工基準を用いた品目別規則の取扱い)により行う。</p> <p>なお、これらの規定は、協定税率の適用、原産地表示等他の目的のためのチリに係る原産地の認定には適用されないので、留意する。</p> <p>(省略)</p> <p>(6) チリ協定第33条の規定により、チリにおいて产品を生産されるための材料として使用される本邦の原産品は、<u>チリ原産材料</u>とみなすことができる。当該規定を適用した場合には、チリ協定原産地証明書の「5. Preference criterion」の欄に「A C U」と表示される。</p> <p>(7) 在庫において混在している代替性のある原産材料及び非原産材料が产品の生産に使用される場合、又は代替性のある原産品及び非原産品が在庫において混在している場合には、チリ協定第34条の規定により、チリにおいて一般的に認められている会計原則に基づく在庫管理方式に従って、チリの原産材料であるか否か、又はチリ原産品であるか否かを決定することができる。なお、当該規定を適用した場合には、チリ協定原産地証明書の「5. Preference criterion」の欄に「F G M」と表示される。</p>	<p>(チリ原産品の認定の基準)</p> <p>68 - 5 - 2 の 4 「戦略的な経済上の連携に関する日本国とチリ共和国との間の協定」(平成19年条約第8号)(以下「チリ協定」という。)における関税についての特別の規定による便益による税率(以下「チリ税率」という。)を適用する場合において、輸入貨物がチリ協定第4章の規定に基づきチリの原産品とされるもの(以下この節において「チリ原産品」という。)であるかの認定については、同協定第29条から第34条まで、及び第54条の規定に基づき、次により行う。また、セット、キット又は複合的な产品・間接材料・附属品、予備部品及び工具・小売用の包装材料及び包装容器・船積み用のこん包材料及びこん包容器については、同協定第35条から第39条までの規定に基づき、下記68 - 5 - 3 (関税分類変更基準又は特定加工基準を用いた品目別規則の取扱い)により行う。</p> <p>なお、これらの規定は、協定税率の適用、原産地表示等他の目的のためのチリに係る原産地の認定には適用されないので、留意する。</p> <p>(省略)</p> <p>(6) チリ協定第33条の規定により、チリにおいて产品を生産されるための材料として使用される本邦の原産品は、<u>チリ原産品</u>とみなすことができる。当該規定を適用した場合には、チリ協定原産地証明書の「5. Preference criterion」の欄に「A C U」と表示される。</p> <p>(7) 在庫において混在している代替性のある原産材料及び非原産材料が产品の生産に使用される場合、又は代替性のある原産品及び非原産品が在庫において混在している場合には、チリ協定第34条の規定により、チリにおいて一般的に認められている会計原則に基づく在庫管理方式に従って、チリの原産材料であるか否か、又はチリ原産品であるか否かを決定することができる。なお、当該規定を適用した場合には、チリ協定原産地証明書の「5. Preference criterion」の欄に「F G M」と表示される。</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(ブルネイ原産品の認定の基準)</p> <p>68 - 5 - 2 の 7 ブルネイ協定における関税についての特別の規定による便益による税率(以下「ブルネイ税率」という。)を適用する場合において、輸入貨物がブルネイ協定第3章の規定に基づきブルネイの原産品とされるもの(以下この節において「ブルネイ原産品」という。)であるかの認定については、同協定第23条から第27条、第30条及び第31条の規定に基づき次により行う。</p> <p>なお、これらの規定は、協定税率の適用、原産地表示等他の目的ためのブルネイに係る原産地認定には適用されないので、留意する。</p> <p>(1) ブルネイ原産品とは、次のいずれかの产品に該当する产品とする。</p> <p>イ ブルネイにおいて完全に得られ、又は生産される产品</p> <p>ロ ブルネイ又は本邦(ブルネイ協定第25条を適用する場合)の原産材料のみからブルネイにおいて完全に生産される产品</p> <p>ハ 非原産材料を使用してブルネイにおいて完全に生産される产品であつて、ブルネイ協定附属書2及びブルネイ協定第3章のすべての関連する要件を満たすもの。この場合、附属書2において2つ以上の規則が掲げられている規則は、いずれか1つを満たせば足りるものとする。</p> <p>(2) 上記(1)のイにおいて、ブルネイにおいて完全に得られ、又は生産される产品とは、次のいずれかの产品に該当する产品をいう。</p> <p>イ 生きている動物であつて、ブルネイにおいて生まれ、かつ、成育されたもの</p> <p>ロ ブルネイにおいて狩猟、わなかけ、漁ろう、採集又は捕獲により得られる動物</p> <p>ハ ブルネイにおいて生きている動物から得られる产品</p> <p>ニ ブルネイにおいて収穫され、採取され、又は採集される植物及び植物性生産品</p> <p>ホ ブルネイにおいて抽出され、又は得られる鉱物その他の天然の物質(イからニまでに規定するものを除く。)</p> <p>ヘ ブルネイの船舶により、ブルネイ又は本邦の領海外の海から得られる水産物その他の产品</p> <p>ト ブルネイの領海外におけるブルネイの工船上においてヘに規定する产品から生産される产品</p>	<p>(新規)</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>チ ブルネイの領海外の海底又はその下から得られる产品。ただし、ブルネイが、1982年12月10日にモンテゴ・ベイで作成された海洋法に関する国際連合条約に基づき、ブルネイの領域外の海底又はその下を開発する権利を有することを条件とする。</p> <p>リ ブルネイにおいて収集される产品であって、ブルネイにおいて本来の目的を果たすことができず、回復又は修理が不可能であり、かつ、処分又は部品若しくは原材料の回収のみに適するもの</p> <p>ヌ ブルネイにおける製造若しくは加工作業又は消費から生ずるくず及び廃品であって、処分又は原材料の回収のみに適するもの</p> <p>ル 本来の目的を果たすことができず、かつ、回復又は修理が不可能な产品から、ブルネイにおいて回収される部品又は原材料</p> <p>ヲ ブルネイにおいてイからルまでに規定する产品のみから得られ、又は生産される产品 なお、上記へ及びトにおいて「ブルネイの船舶」及び「ブルネイの工船」とは、それぞれ、ブルネイ協定第23条(c)に定めるとおり、次のすべての条件を満たす船舶及び工船をいう。</p> <p>(一) ブルネイにおいて登録されていること。</p> <p>(二) ブルネイの旗を掲げて航行すること。</p> <p>(三) ブルネイ又は本邦の国民若しくは法人(ブルネイ又は本邦に本店を有する法人であつて、代表者、役員会の長及び当該役員会の構成員の過半数がブルネイ又は本邦の国民であり、かつ、(A)ブルネイ又は本邦の国民若しくは法人が50%以上の持分を所有しているもの又は、(B)ブルネイ又は本邦の国民若しくは法人が、東南アジア諸国連合の加盟国である第三国(ブルネイ又は本邦の国民若しくは法人ととともに、75%以上の持分を所有しているものに限る。)が50%以上の持分を所有していること。</p> <p>(四) 船長、上級乗組員及び乗組員の総数の75%以上がブルネイ、本邦又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国(ブルネイ又は本邦の国民若しくは法人ととともに、75%以上の持分を所有しているものに限る。)の国民であること。</p> <p>(3) ブルネイ協定第25条の取扱いについては、次による。 ブルネイ協定第25条1の規定により、ブルネイにおいて产品を生産するための材料として使用される本邦の原产品は、ブルネイ原産材料とみなすことができる。また、ブルネイ協定第25条2の規定から、ブルネイで生産された产品がブルネイ原産であるか否かを決定するため原産資格割合</p>	

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>を算定するに際し、本邦又はブルネイで生産された非原産材料を產品の生産の一次材料として使用する場合において、原産資格割合の計算式の非原産材料価額に算入する額については、当該一次非原産材料の生産に使用される非原産材料(二次非原産材料)の価額に限定することができる。なお、この場合当該一次非原産材料の生産に使用される原産材料(二次原産材料)には、本邦の原産材料も含むことになるので留意する。なお、当該規定を適用した場合には、ブルネイ協定原産地証明書の「5.Preference Criterion」の欄に「A C U」と表示される。</u></p> <p>(4) ブルネイ協定第26条の規定については、同協定附属書2 第1編一般的注釈(e)に具体的な規定があるので留意する。なお、当該規定を適用した場合には、ブルネイ協定原産地証明書の「5.Preference Criterion」の欄に「D M I」と表示される。</p> <p>(5) ブルネイ協定附属書2において、<u>関税分類の変更又は特定の製造若しくは加工作業の要件を定めた品目別規則について、次に掲げる作業が行われることのみによって当該品目別規則を満たすものとしてはならないので、留意する。</u></p> <p>イ 輸送又は保管の間に產品を良好な状態に保存することを確保する作業（乾燥、冷凍、塩水漬け等）その他これに類する作業</p> <p>ロ 改装及び仕分</p> <p>ハ 組み立てられたものを分解する作業</p> <p>ニ 瓶、ケース及び箱に詰めることその他の単純な包装作業</p> <p>ホ 通則2(a)の規定に従って1の產品として分類される部品及び構成品の収集</p> <p>ヘ 物品を単にセットにする作業</p> <p>ト イからヘまでの作業の組合せ</p> <p>(6) ブルネイ協定第30条の規定の取扱いについては、次による。</p> <p>イ ブルネイ協定第24条から第27条までの関連規定の要件を満たし、かつ、<u>通則2(a)の規定により完成品として関税分類される产品について、巨大な貨物である等の理由により輸入時に組み立ててないか又は分解してある状態であっても、ブルネイ原産品となる。</u></p> <p>ロ ブルネイにおいて、組み立ててないか又は分解してある材料から組み立てられる产品であり、その材料が通則2(a)の規定により完成品として関税分類される产品としてブルネイに輸入されるものについて</p>	

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>は、当該組み立てないか又は分解してある产品的非原産材料が個別にブルネイに輸入された場合に、上記の完成品の品目別規則及び関連する要件を満たす場合は、ブルネイ原産品となる。</p> <p>(7) 在庫において混在している代替性のある原産材料及び非原産材料が產品の生産に使用される場合、又は代替性のある原産品及び非原産品が在庫において混在している場合には、ブルネイ協定第31条の規定により、ブルネイにおいて一般的に認められている会計原則に基づく在庫管理方式に従って、ブルネイの原産材料であるか否か、又はブルネイ原産品であるか否かを決定することができる。なお、当該規定を適用した場合には、ブルネイ協定原産地証明書の「5. Preference Criterion」の欄に「F G M」と表示される。</p>	

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(関税分類変更基準又は特定加工基準を用いた品目別規則の取扱い)</p> <p>68 - 5 - 3 関税分類変更基準又は特定加工基準を用いた経済連携協定品目別規則(関税暫定措置法第 7 条の 8 に規定する経済連携協定の附属書で定める品目別規則をいう。以下同じ。)の適用対象となる「材料」は非原産材料のみであり、「非原産材料」とは、経済連携協定上の原産品とされない材料をいう。</p> <p style="text-align: center;">( 省 略 )</p> <p><u>( 7 ) ブルネイ協定においては、以下の点に留意する。</u></p> <p>イ 產品の生産、試験若しくは検査に使用される（当該產品に物理的に組み込まれないものに限る。）、又は產品の生産に関連する建物の維持若しくは設備の稼動のために使用される間接材料は、ブルネイ協定第 32 条及び第 23 条(g)の規定により、「原産材料」とみなされる。なお、間接材料には、燃料及びエネルギー、工具、ダイス及び鋳型、設備及び建物の維持のために使用される予備部品及び產品、生産の過程で使用され、又は設備及び建物の稼動のために使用される潤滑剤、グリース、コンパウンド材その他の產品、手袋、眼鏡、履物、衣類、安全のための設備及び備品、触媒及び溶剤等がある。</p> <p>ロ 產品とともに納入される標準的な附屬品、予備部品及び工具（以下の項において「附屬品等」という。）については、ブルネイ協定第 33 条の規定により、当該產品の生産に使用されたすべての非原産材料についてブルネイ協定品目別規則に定める関税分類の変更又は特定の製造若しくは加工作業が行われたか否かを決定するに当たって考慮しない（当該附屬品等に係る仕入書が当該產品の仕入書と別立てにされておらず、当該附屬品等の数量及び価額が当該產品について慣習的なものである場合に限る。）。ただし、当該產品がブルネイ協定品目別規則に定める原産資格割合の要件の対象となる場合には、場合に応じて原産材料又は非原産材料として考慮する。</p> <p>ハ 產品を小売用に包装するための包装材料及び包装容器については、ブルネイ協定第 34 条の規定により、通則 5 の規定に従って当該產品に含まれるものとして分類される場合には、当該產品に使用されたすべての非原産材料についてブルネイ協定品目別規則に定める関税分類の</p>	<p>(関税分類変更基準又は特定加工基準を用いた品目別規則の取扱い)</p> <p>68 - 5 - 3 関税分類変更基準又は特定加工基準を用いた経済連携協定品目別規則(関税暫定措置法第 7 条の 8 に規定する経済連携協定の附属書で定める品目別規則をいう。以下同じ。)の適用対象となる「材料」は非原産材料のみであり、「非原産材料」とは、経済連携協定上の原産品とされない材料をいう。</p> <p style="text-align: center;">( 省 略 )</p> <p><u>( 新規 )</u></p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>変更又は特定の製造若しくは加工作業が行われたか否かを決定するに当たって考慮しない。ただし、当該產品がブルネイ協定品目別規則に定める原產資格割合の要件の対象となる場合には、場合に応じて原產材料又は非原產材料として考慮する。</p> <p>二 船積み用のこん包材料及びこん包容器については、ブルネイ協定第35条の規定により、ブルネイ協定品目別規則に定める關稅分類の変更又は特定の製造若しくは加工作業が行われたか否かを決定するに当たっても、原產資格割合の要件を満たしているか否かを決定するに当たっても考慮しない。なお、ブルネイ協定品目別規則に定める原產資格割合の要件を満たしているか否かを決定するに当たって、「考慮しない」とは、具体的には、後記68-5-4の(3)の計算式において「產品の取引価額」から「船積み用のこん包材料及びこん包容器の価額」を差し引かないことを示す。</p>	<p>(新規)</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(原産資格割合を用いた経済連携協定の品目別規則の取扱い) 68 - 5 - 4</p> <p>(1) 原産資格割合を用いたシンガポール協定品目別規則の適用において、貨物がシンガポールにおいて「十分な変更」が加えられたとされ、シンガポール原産品として認定されるためには、当該貨物の「原産資格割合」が、同品目別規則に定める割合以上である生産又は作業(シンガポール協定第22条(c)の「生産」の定義には入らない品質検査等の产品的価値を高める作業を指す。)が最後に行われた国がシンガポール又は同協定第24条 1 の適用による本邦であることが必要とされる。</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p> <p>(3) マレーシア原産品、チリ原産品、<u>タイ原産品</u>、インドネシア原産品又はブルネイ原産品に係る「原産資格割合」を用いた品目別規則の適用において、产品が締約国原産品と認定されるためには、当該产品の「原産資格割合」が、当該品目別規則に定める割合以上である生産又は作業が最後に行われた国が当該輸出締約国、又は本邦(協定上の累積に係る規定を適用し、本邦において原産資格割合が同品目別規則に定める割合以上の生産又は作業を行い、これに更に当該輸出締約国で何らかの生産又は作業を行う場合)であることが必要とされる。</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p>	<p>(原産資格割合を用いた経済連携協定の品目別規則の取扱い) 68 - 5 - 4</p> <p>(1) 原産資格割合を用いたシンガポール協定品目別規則の適用において、貨物がシンガポールにおいて「十分な変更」が加えられたとされ、シンガポール原産品として認定されるためには、当該貨物の「原産資格割合」が、同品目別規則に定める割合以上である生産又は作業(シンガポール協定第22条(c)の「生産」の定義には入らない品質検査等の产品的価値を高める作業を指す。)が最後に行われた国がシンガポール又は同協定第24条 1 の適用による本邦であることが必要とされる。</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p> <p>(3) マレーシア原産品、チリ原産品、<u>タイ原産品</u>又はインドネシア原産品に係る「原産資格割合」を用いた品目別規則の適用において、产品が締約国原産品と認定されるためには、当該productの「原産資格割合」が、当該品目別規則に定める割合以上である生産又は作業が最後に行われた国が当該輸出締約国、又は本邦(協定上の累積に係る規定を適用し、本邦において原産資格割合が同品目別規則に定める割合以上の生産又は作業を行い、これに更に当該輸出締約国で何らかの生産又は作業を行う場合)であることが必要とされる。</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正前	改正後																														
<p>(積送基準に関する取扱い)</p> <p>68 - 5 - 9 次の表の第1欄に掲げる経済連携協定に対応する第2欄「積送基準」に掲げる規定を満たす締約国原産品とは、令第61条第1項第2号口(1)及び(2)に掲げる規定を満たすものをいい、同項第2号口の規定に関する用語の意義及び取扱いについては、次の(1)及び(2)による。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>経済連携協定名</th><th>積送基準</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>シンガポール協定</td><td>シンガポール協定第27条</td></tr> <tr> <td>メキシコ協定</td><td>メキシコ協定第35条</td></tr> <tr> <td>マレーシア協定</td><td>マレーシア協定第32条</td></tr> <tr> <td>チリ協定</td><td>チリ協定第41条</td></tr> <tr> <td>タイ協定</td><td>タイ協定第32条</td></tr> <tr> <td>インドネシア協定</td><td>インドネシア協定第33条</td></tr> <tr> <td>ブルネイ協定</td><td>ブルネイ協定第28条</td></tr> </tbody> </table> <p>(1) 令第61条第1項第2号口に規定する「非原産国を経由しないで本邦へ向けて直接に運送」には、締約国から当該貨物を運送する船舶、航空機又は車両が非原産国を通過する場合であって、当該非原産国において当該貨物が積替え又は一時蔵置のいずれもがされない場合を含む。</p> <p>(2) 令第61条第1項第2号口(1)に規定する「非原産国を経由して本邦へ向けて運送される」とは、締約国から送り出される際に、明らかに本邦へ運送する意思をもって積み出された貨物であって、非原産国を経由して本邦へ向けて運送されるものをいう。</p>	経済連携協定名	積送基準	シンガポール協定	シンガポール協定第27条	メキシコ協定	メキシコ協定第35条	マレーシア協定	マレーシア協定第32条	チリ協定	チリ協定第41条	タイ協定	タイ協定第32条	インドネシア協定	インドネシア協定第33条	ブルネイ協定	ブルネイ協定第28条	<p>(積送基準に関する取扱い)</p> <p>68 - 5 - 9 次の表の第1欄に掲げる経済連携協定に対応する第2欄「積送基準」に掲げる規定を満たす締約国原産品とは、令第61条第1項第2号口(1)及び(2)に掲げる規定を満たすものをいい、同項第2号口の規定に関する用語の意義及び取扱いについては、次の(1)及び(2)による。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>経済連携協定名</th><th>積送基準</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>シンガポール協定</td><td>シンガポール協定第27条</td></tr> <tr> <td>メキシコ協定</td><td>メキシコ協定第35条</td></tr> <tr> <td>マレーシア協定</td><td>マレーシア協定第32条</td></tr> <tr> <td>チリ協定</td><td>チリ協定第41条</td></tr> <tr> <td>タイ協定</td><td>タイ協定第32条</td></tr> <tr> <td>インドネシア協定</td><td>インドネシア協定第33条</td></tr> </tbody> </table> <p>(1) 令第61条第1項第2号口に規定する「非原産国を経由しないで本邦へ向けて直接に運送」には、締約国から当該貨物を運送する船舶、航空機又は車両が非原産国を通過する場合であって、当該非原産国において当該貨物が積替え又は一時蔵置のいずれもがされない場合を含む。</p> <p>(2) 令第61条第1項第2号口(1)に規定する「非原産国を経由して本邦へ向けて運送される」とは、締約国から送り出される際に、明らかに本邦へ運送する意思をもって積み出された貨物であって、非原産国を経由して本邦へ向けて運送されるものをいう。</p>	経済連携協定名	積送基準	シンガポール協定	シンガポール協定第27条	メキシコ協定	メキシコ協定第35条	マレーシア協定	マレーシア協定第32条	チリ協定	チリ協定第41条	タイ協定	タイ協定第32条	インドネシア協定	インドネシア協定第33条
経済連携協定名	積送基準																														
シンガポール協定	シンガポール協定第27条																														
メキシコ協定	メキシコ協定第35条																														
マレーシア協定	マレーシア協定第32条																														
チリ協定	チリ協定第41条																														
タイ協定	タイ協定第32条																														
インドネシア協定	インドネシア協定第33条																														
ブルネイ協定	ブルネイ協定第28条																														
経済連携協定名	積送基準																														
シンガポール協定	シンガポール協定第27条																														
メキシコ協定	メキシコ協定第35条																														
マレーシア協定	マレーシア協定第32条																														
チリ協定	チリ協定第41条																														
タイ協定	タイ協定第32条																														
インドネシア協定	インドネシア協定第33条																														

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正後								
(締約国原産地証明書の様式)	(締約国原産地証明書の様式)								
<p>68 - 5 - 11 令第 61 条第 1 項第 2 号イに規定する締約国原産地証明書の様式は、次の表の第 1 欄に掲げる経済連携協定の区分に応じ、それぞれ同表第 2 欄に掲げるものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; padding: 5px;">経済連携協定</th><th style="text-align: left; padding: 5px;">締約国原産地証明書の様式</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">シンガポール協定</td><td style="padding: 5px;">REPUBLIC OF SINGAPORE PREFERENTIAL CERTIFICATE OF ORIGIN』( C - 5290-1 )</td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">(省略)</p>	経済連携協定	締約国原産地証明書の様式	シンガポール協定	REPUBLIC OF SINGAPORE PREFERENTIAL CERTIFICATE OF ORIGIN』( C - 5290-1 )	<p>68 - 5 - 11 令第 61 条第 1 項第 2 号イに規定する締約国原産地証明書の様式は、次の表の第 1 欄に掲げる経済連携協定の区分に応じ、それぞれ同表第 2 欄に掲げるものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; padding: 5px;">経済連携協定</th><th style="text-align: left; padding: 5px;">締約国原産地証明書の様式</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">シンガポール協定</td><td style="padding: 5px;">REPUBLIC OF SINGAPORE PREFERENTIAL CERTIFICATE OF ORIGIN』( C - 5290-1 )</td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">(省略)</p>	経済連携協定	締約国原産地証明書の様式	シンガポール協定	REPUBLIC OF SINGAPORE PREFERENTIAL CERTIFICATE OF ORIGIN』( C - 5290-1 )
経済連携協定	締約国原産地証明書の様式								
シンガポール協定	REPUBLIC OF SINGAPORE PREFERENTIAL CERTIFICATE OF ORIGIN』( C - 5290-1 )								
経済連携協定	締約国原産地証明書の様式								
シンガポール協定	REPUBLIC OF SINGAPORE PREFERENTIAL CERTIFICATE OF ORIGIN』( C - 5290-1 )								
インドネシア協定	「 AGREEMENT BETWEEN THE REPUBLIC OF INDONESIA AND JAPAN FOR AN ECONOMIC PARTNERSHIP CERTIFICATE OF ORIGIN FORM IJEPA 」( C - 5290-7 )								
ブルネイ協定	「 AGREEMENT BETWEEN BRUNEI DARUSSALAM AND JAPAN FOR AN ECONOMIC PARTNERSHIP CERTIFICATE OF ORIGIN 」( C - 5290-8 )								

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前																
(締約国原産地証明書の有効性の認定)																	
<p>68 - 5 - 12 令第36条の3第3項(令第50条の2及び第51条の8の規定において準用する場合を含む。)、第51条の12第3項、第61条第1項第2号イの規定により、税關に提出された締約国原産地証明書については、次の各号に掲げる要件のすべてを満たす場合には、原則として有効なものとして取り扱うものとする。ただし、これらの要件を満たす場合であっても、シンガポール協定第3章、メキシコ協定第4章及び第5章第1節、マレーシア協定第3章、チリ協定第4章、タイ協定第3章、<u>インドネシア協定第3章又はブルネイ協定第3章</u>に規定する原産品の要件を明らかに満たさないと認められる場合には、この限りではない。</p> <p>(1) 締約国原産地証明書に關稅法施行令第61条第4項の表の上欄の各号に掲げる協定の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる事項が記載され、かつ、後記68 - 5 - 14(締約国原産地証明書の発給機関)に定める発給機関の印及び署名権者の署名がなされたものであること。</p> <p>(2) 締約国原産地証明書に記載されている貨物と輸入貨物が一致すること。ただし、締約国原産地証明書に記載されている貨物と輸入貨物が一致しない場合であっても、次に掲げる場合には、この要件を満たすものとして取り扱う。 イ 次の表の第1欄に掲げる締約国原産地証明書の同表の第2欄に掲げる欄に記載された關稅率表番号(以下この節において「記載税番」という。)と、輸入貨物に実際に適用されるべき關稅率表番号(以下この節において「適用税番」という。)とが異なっている場合で、次の(1)又は(2)に該当するとき。</p>	<p>68 - 5 - 12 令第36条の3第3項(令第50条の2及び第51条の8の規定において準用する場合を含む。)、第51条の12第3項、第61条第1項第2号イの規定により、税關に提出された締約国原産地証明書については、次の各号に掲げる要件のすべてを満たす場合には、原則として有効なものとして取り扱うものとする。ただし、これらの要件を満たす場合であっても、シンガポール協定第3章、メキシコ協定第4章及び第5章第1節、マレーシア協定第3章、チリ協定第4章、タイ協定第3章<u>又は</u>インドネシア協定第3章に規定する原産品の要件を明らかに満たさないと認められる場合には、この限りではない。</p> <p>(1) 締約国原産地証明書に關稅法施行令第61条第4項の表の上欄の各号に掲げる協定の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる事項が記載され、かつ、後記68 - 5 - 14(締約国原産地証明書の発給機関)に定める発給機関の印及び署名権者の署名がなされたものであること。</p> <p>(2) 締約国原産地証明書に記載されている貨物と輸入貨物が一致すること。ただし、締約国原産地証明書に記載されている貨物と輸入貨物が一致しない場合であっても、次に掲げる場合には、この要件を満たすものとして取り扱う。イ 次の表の第1欄に掲げる締約国原産地証明書の同表の第2欄に掲げる欄に記載された關稅率表番号(以下この節において「記載税番」という。)と、輸入貨物に実際に適用されるべき關稅率表番号(以下この節において「適用税番」という。)とが異なっている場合で、次の(1)又は(2)に該当するとき。</p>																
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; padding: 2px;">締約国原産地証明書</th><th style="text-align: left; padding: 2px;">締約国原産地証明書の欄</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 2px;">シンガポール協定原産地証明書</td><td style="padding: 2px;">10 No. &amp; kind of Packages Description of Goods (include brand names if necessary)(包装の個数及び種類並びに品名)</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">メキシコ協定原産地証明書</td><td style="padding: 2px;">5. HS Tariff Classification Number</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">マレーシア協定原産地証明書</td><td style="padding: 2px;">4. Item number (as necessary); Marks and numbers; Number and kind of packages; Description of good(s); HS code; Other instances</td></tr> </tbody> </table>	締約国原産地証明書	締約国原産地証明書の欄	シンガポール協定原産地証明書	10 No. & kind of Packages Description of Goods (include brand names if necessary)(包装の個数及び種類並びに品名)	メキシコ協定原産地証明書	5. HS Tariff Classification Number	マレーシア協定原産地証明書	4. Item number (as necessary); Marks and numbers; Number and kind of packages; Description of good(s); HS code; Other instances	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; padding: 2px;">締約国原産地証明書</th><th style="text-align: left; padding: 2px;">締約国原産地証明書の欄</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 2px;">シンガポール協定原産地証明書</td><td style="padding: 2px;">10 No. &amp; kind of Packages Description of Goods (include brand names if necessary)(包装の個数及び種類並びに品名)</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">メキシコ協定原産地証明書</td><td style="padding: 2px;">5. HS Tariff Classification Number</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">マレーシア協定原産地証明書</td><td style="padding: 2px;">4. Item number (as necessary); Marks and numbers; Number and kind of packages; Description of good(s); HS code; Other instances</td></tr> </tbody> </table>	締約国原産地証明書	締約国原産地証明書の欄	シンガポール協定原産地証明書	10 No. & kind of Packages Description of Goods (include brand names if necessary)(包装の個数及び種類並びに品名)	メキシコ協定原産地証明書	5. HS Tariff Classification Number	マレーシア協定原産地証明書	4. Item number (as necessary); Marks and numbers; Number and kind of packages; Description of good(s); HS code; Other instances
締約国原産地証明書	締約国原産地証明書の欄																
シンガポール協定原産地証明書	10 No. & kind of Packages Description of Goods (include brand names if necessary)(包装の個数及び種類並びに品名)																
メキシコ協定原産地証明書	5. HS Tariff Classification Number																
マレーシア協定原産地証明書	4. Item number (as necessary); Marks and numbers; Number and kind of packages; Description of good(s); HS code; Other instances																
締約国原産地証明書	締約国原産地証明書の欄																
シンガポール協定原産地証明書	10 No. & kind of Packages Description of Goods (include brand names if necessary)(包装の個数及び種類並びに品名)																
メキシコ協定原産地証明書	5. HS Tariff Classification Number																
マレーシア協定原産地証明書	4. Item number (as necessary); Marks and numbers; Number and kind of packages; Description of good(s); HS code; Other instances																

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
チリ協定原産地証明書	4. Item number (as necessary); Marks and numbers; Number and kind of packages; Description of good(s); HS Tariff Classification Number	チリ協定原産地証明書	4. Item number (as necessary); Marks and numbers; Number and kind of packages; Description of good(s); HS Tariff Classification Number
タイ協定原産地証明書	7. Number and type of packages; description of goods (including quantity where appropriate and HS code of the importing country)	タイ協定原産地証明書	7. Number and type of packages; description of goods (including quantity where appropriate and HS code of the importing country)
インドネシア協定原産地証明書	4. Item number(as necessary); marks and numbers of packages; number and kind of packages; description of good(s); HS tariff classification number	インドネシア協定原産地証明書	4. Item number(as necessary); marks and numbers of packages; number and kind of packages; description of good(s); HS tariff classification number
ブルネイ協定原産地証明書	<u>4. Item number(as necessary); Marks and numbers; Number and kind of packages; Description of good(s); HS tariff classification number</u>		

(省略)

(4) 紛失等の理由により再発給された締約国原産地証明書について、次の表の第1欄に掲げる締約国原産地証明書に第2欄の記載事項が記載されていること。

締約国原産地証明書	記載事項
シンガポール協定	”DUPLICATE” 又は ”DUPLICATA”
メキシコ協定	”DUPLICATE”
マレーシア協定	当初の原産地証明書の番号及び発給年月日
チリ協定	当初の原産地証明書の番号及び発給年月日
タイ協定	”DUPLICATE” 及び当初の原産地証明書の番号及び発給年月日
インドネシア協定	当初の原産地証明書の番号及び発給年月日
ブルネイ協定	”CERTIFIED TRUE COPY” 及び当初の原産地証明書の番号及び発給年月日

なお、再発給された締約国原産地証明書の有効期間の起算日は当初の締約国原産地証明書が発給された日であるので、令第61条第6項の規定の適用に当たり留意するとともに、当初の原産地証明書は有効なものとしては扱わな

(4) 紛失等の理由により再発給された締約国原産地証明書について、次の表の第1欄に掲げる締約国原産地証明書に第2欄の記載事項が記載されていること。

締約国原産地証明書	記載事項
シンガポール協定	”DUPLICATE” 又は ”DUPLICATA”
メキシコ協定	”DUPLICATE”
マレーシア協定	当初の原産地証明書の番号及び発給年月日
チリ協定	当初の原産地証明書の番号及び発給年月日
タイ協定	”DUPLICATE” 及び当初の原産地証明書の番号及び発給年月日
インドネシア協定	当初の原産地証明書の番号及び発給年月日

なお、再発給された締約国原産地証明書の有効期間の起算日は当初の締約国原産地証明書が発給された日であるので、令第61条第6項の規定の適用に当たり留意するとともに、当初の原産地証明書は有効なものとしては扱わな

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前																										
<p>いこととなるので留意する。</p> <p>(5) 締約国原産地証明書が、貨物が本邦以外の締約国から送り出された後( インドネシア協定にあっては船積日から 4 日目以降( 例えば、船積日が 7 月 1 日であれば、7 月 4 日以降 ) )において発給された場合には、次の表の第 1 欄に掲げる締約国原産地証明書に第 2 欄の記載事項が記載され、送り出された後に発給されたことが明らかに表示されていること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>締約国原産地証明書</th><th>記載事項</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>メキシコ協定</td><td>” ISSUED RETROSPECTIVELY ”</td></tr> <tr> <td>マレーシア協定</td><td>” ISSUED RETROACTIVELY ”</td></tr> <tr> <td>チリ協定</td><td>” ISSUED RETROACTIVELY ” 及び船積みの日</td></tr> <tr> <td>タイ協定</td><td>” ISSUED RETROACTIVELY ” 及び船積みの日</td></tr> <tr> <td>インドネシア協定</td><td>” ISSUED RETROACTIVELY ” 及び船積みの日</td></tr> <tr> <td>ブルネイ協定</td><td>” ISSUED RETROACTIVELY ” 及び船積みの日</td></tr> </tbody> </table>	締約国原産地証明書	記載事項	メキシコ協定	” ISSUED RETROSPECTIVELY ”	マレーシア協定	” ISSUED RETROACTIVELY ”	チリ協定	” ISSUED RETROACTIVELY ” 及び船積みの日	タイ協定	” ISSUED RETROACTIVELY ” 及び船積みの日	インドネシア協定	” ISSUED RETROACTIVELY ” 及び船積みの日	ブルネイ協定	” ISSUED RETROACTIVELY ” 及び船積みの日	<p>いこととなるので留意する。</p> <p>(5) 締約国原産地証明書が、貨物が本邦以外の締約国から送り出された後( インドネシア協定にあっては船積日から 4 日目以降( 例えば、船積日が 7 月 1 日であれば、7 月 4 日以降 ) )において発給された場合には、次の表の第 1 欄に掲げる締約国原産地証明書に第 2 欄の記載事項が記載され、送り出された後に発給されたことが明らかに表示されていること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>締約国原産地証明書</th><th>記載事項</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>メキシコ協定</td><td>” ISSUED RETROSPECTIVELY ”</td></tr> <tr> <td>マレーシア協定</td><td>” ISSUED RETROACTIVELY ”</td></tr> <tr> <td>チリ協定</td><td>” ISSUED RETROACTIVELY ” 及び船積みの日</td></tr> <tr> <td>タイ協定</td><td>” ISSUED RETROACTIVELY ” 及び船積みの日</td></tr> <tr> <td>インドネシア協定</td><td>” ISSUED RETROACTIVELY ” 及び船積みの日</td></tr> </tbody> </table>	締約国原産地証明書	記載事項	メキシコ協定	” ISSUED RETROSPECTIVELY ”	マレーシア協定	” ISSUED RETROACTIVELY ”	チリ協定	” ISSUED RETROACTIVELY ” 及び船積みの日	タイ協定	” ISSUED RETROACTIVELY ” 及び船積みの日	インドネシア協定	” ISSUED RETROACTIVELY ” 及び船積みの日
締約国原産地証明書	記載事項																										
メキシコ協定	” ISSUED RETROSPECTIVELY ”																										
マレーシア協定	” ISSUED RETROACTIVELY ”																										
チリ協定	” ISSUED RETROACTIVELY ” 及び船積みの日																										
タイ協定	” ISSUED RETROACTIVELY ” 及び船積みの日																										
インドネシア協定	” ISSUED RETROACTIVELY ” 及び船積みの日																										
ブルネイ協定	” ISSUED RETROACTIVELY ” 及び船積みの日																										
締約国原産地証明書	記載事項																										
メキシコ協定	” ISSUED RETROSPECTIVELY ”																										
マレーシア協定	” ISSUED RETROACTIVELY ”																										
チリ協定	” ISSUED RETROACTIVELY ” 及び船積みの日																										
タイ協定	” ISSUED RETROACTIVELY ” 及び船積みの日																										
インドネシア協定	” ISSUED RETROACTIVELY ” 及び船積みの日																										

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
(締約国原産地証明書の発給機関)	(締約国原産地証明書の発給機関)
68 - 5 - 14 令第61条第4項に規定する「発給につき権限を有する機関」は、次の表の第1欄に掲げる締約国原産地証明書の区分に応じ、それぞれ同表第2欄に掲げる機関とする。	68 - 5 - 14 令第61条第4項に規定する「発給につき権限を有する機関」は、次の表の第1欄に掲げる締約国原産地証明書の区分に応じ、それぞれ同表第2欄に掲げる機関とする。
締約国原産地証明書	締約国原産地証明書の発給機関
シンガポール協定原産地証明書	シンガポール税関
メキシコ協定原産地証明書	メキシコ経済省
マレーシア協定原産地証明書	マレーシア国際貿易産業省
チリ協定原産地証明書	チリ外務省国際経済関係総局 (チリ協定第44条2に基づき原産地証明書の発給につき責任を負う団体として「製造業振興協会(Sociedad de Fomento Fabril(SOFOFA))」及び「商工会議所(Camara Nacional de Comercio Servicios y Turismo)」が指定されている。)
タイ協定原産地証明書	タイ商務省又はこれを継承する当局
インドネシア協定原産地証明書	インドネシア商業省
ブルネイ協定原産地証明書	ブルネイ外務貿易省
締約国原産地証明書に押印する印章の印影及び署名権者の署名については、別に事務連絡する。	締約国原産地証明書に押印する印章の印影及び署名権者の署名については、別に事務連絡する。

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後				改正後			
締約国原産地証明書	確認に関する規定	輸出締約国の権限のある政府当局	確認による締約国原産品でないことの決定	締約国原産地証明書	確認に関する規定	輸出締約国の権限のある政府当局	確認による締約国原産品でないことの決定
メキシコ協定原産地証明書	メキシコ協定第44条	メキシコ経済省	メキシコ協定第44条	メキシコ協定原産地証明書	メキシコ協定第44条	メキシコ経済省	メキシコ協定第44条
マレーシア協定原産地証明書	マレーシア協定第43条及び第44条	マレーシア国際貿易産業省	マレーシア協定第45条3	マレーシア協定原産地証明書	マレーシア協定第43条及び第44条	マレーシア国際貿易産業省	マレーシア協定第45条3
チリ協定原産地証明書	チリ協定第47条及び48条	チリ外務省国際経済関係総局	チリ協定第49条3	チリ協定原産地証明書	チリ協定第47条及び48条	チリ外務省国際経済関係総局	チリ協定第49条3
タイ協定原産地証明書	タイ協定第43条及び44条	タイ商務省	タイ協定第45条3	タイ協定原産地証明書	タイ協定第43条及び44条	タイ商務省	タイ協定第45条3
インドネシア協定原産地証明書	インドネシア協定第43条及び第44条	インドネシア商業省	インドネシア協定第45条3	インドネシア協定原産地証明書	インドネシア協定第43条及び第44条	インドネシア商業省	インドネシア協定第45条3
ブルネイ協定原産地証明書	ブルネイ協定第40条及び第41条	ブルネイ外務貿易省	ブルネイ協定第42条3				

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正後
<p>イ 締約国原産品であるか否かを決定するための確認は、次のいずれかの方法により行うものとする。</p> <p>(イ) 上記表の第3欄に掲げる輸出締約国の権限のある政府当局に対し、当該貨物が締約国原産品であるか否かに関する情報を締約国原産地証明書に基づいて要請すること。この方法により情報を要請する場合において、必要と認める場合には、貨物が締約国原産品であるか否かに関する追加の情報を要請するものとする。</p> <p>なお、メキシコ協定原産地証明書については、メキシコに所在する送り出した者又は生産者に対し質問書を送付する方法によることが可能であるので留意する。</p> <p>(ロ) 輸出締約国の権限のある政府当局が行う輸出締約国における原产地証明書の発給を受けた者又は輸出締約国に所在する生産者であって輸出者の要請により、締約国原産地証明書の発給申請を行った产品的な生産者への訪問に立ち会い、当該訪問を通じて、产品が締約国原産品であるか否かに関する情報を収集し、及び提供すること並びにそのため当該产品の生産に使用された設備の確認を行うことを輸出締約国に対して要請すること。</p> <p>なお、マレーシア協定原产地証明書、インドネシア協定原产地証明書及びブルネイ協定原产地証明書の場合にあっては、原則、上記(イ)を最初に行い、その結果に満足しない場合に行うものとする（例外的と認められる場合には、上記(イ)の前又は間に上記(ロ)を行うことができるが、この場合は上記(イ)については行うことができないので留意する。）</p> <p>ロ 上記(イ)の方法により確認を行う場合において、原产地証明書の発給を受けた者又は輸出締約国に所在し、輸出者の要請により締約国原产地証明書の発給申請を行った产品的な生産者に関する情報で、輸出締約国の権限のある政府当局に対する情報の要請は、質問状で行うものとし、輸出締約国に所在する日本国大使館を経由し行うこととする。なお、緊急に質問状を送付する必要がある場合等は、輸出締約国に所在する日本国大使館を経由するのと平行し、輸出締約国の権限のある政府当局に対し、直接質問状を送付することができる。</p> <p>また、上記イ(イ)のお書きによる場合において、メキシコに所在する送り出した者又は生産者に対する質問書は、次のいずれかの方法により送</p>	<p>イ 締約国原産品であるか否かを決定するための確認は、次のいずれかの方法により行うものとする。</p> <p>(イ) 上記表の第3欄に掲げる輸出締約国の権限のある政府当局に対し、当該貨物が締約国原産品であるか否かに関する情報を締約国原産地証明書に基づいて要請すること。この方法により情報を要請する場合において、必要と認める場合には、貨物が締約国原産品であるか否かに関する追加の情報を要請するものとする。</p> <p>なお、メキシコ協定原产地証明書については、メキシコに所在する送り出した者又は生産者に対し質問書を送付する方法によることが可能であるので留意する。</p> <p>(ロ) 輸出締約国の権限のある政府当局が行う輸出締約国における原产地証明書の発給を受けた者又は輸出締約国に所在する生産者であって輸出者の要請により、締約国原产地証明書の発給申請を行った产品的な生産者への訪問に立ち会い、当該訪問を通じて、产品が締約国原産品であるか否かに関する情報を収集し、及び提供すること並びにそのため当該productの生産に使用された設備の確認を行うことを輸出締約国に対して要請すること。</p> <p>なお、マレーシア協定原产地証明書及びインドネシア協定原产地証明書の場合にあっては、原則、上記(イ)を最初に行い、その結果に満足しない場合に行うものとする（例外的と認められる場合には、上記(イ)の前又は間に上記(ロ)を行うことができるが、この場合は上記(イ)については行うことができないので留意する。）</p> <p>ロ 上記(イ)の方法により確認を行う場合において、原产地証明書の発給を受けた者又は輸出締約国に所在し、輸出者の要請により締約国原产地証明書の発給申請を行った产品的な生産者に関する情報で、輸出締約国の権限のある政府当局に対する情報の要請は、質問状で行うものとし、輸出締約国に所在する日本国大使館を経由し行うこととする。なお、緊急に質問状を送付する必要がある場合等は、輸出締約国に所在する日本国大使館を経由するのと平行し、輸出締約国の権限のある政府当局に対し、直接質問状を送付することができる。</p> <p>また、上記イ(イ)のお書きによる場合において、メキシコに所在する送り出した者又は生産者に対する質問書は、次のいずれかの方法により送</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正後
<p>付するとともに、直ちにメキシコ経済省に通報するものとする。なお、メキシコに所在する送り出した者又は生産者への連絡及び質問書の回答は、英語によるものとする。</p> <p>(イ) 受領の確認を伴う配達記録郵便又は書留郵便 (ロ) 送り出した者又は生産者による受領の確認を伴うその他の方法</p> <p>ハ 輸出締約国の権限のある政府当局が要請の受領の日から次の表第1欄に掲げる経済連携協定に対応する第2欄の期間内(追加情報の要請にあつては、次の表の第3欄の期間内に回答を行わない場合及び質問書(追加の質問書を含む。)に対する回答が、貨物が締約国原産品であることを決定するために十分な情報を含まない場合には、上記(2)の表の第4欄に掲げる協定の規定により確認の対象となつている貨物が締約国原産品ではないと決定されることから、当該貨物に係る締約国原産地証明書を無効なものと認めて、EPA税率を適用しないこととなるので、留意する。</p>	<p>付するとともに、直ちにメキシコ経済省に通報するものとする。なお、メキシコに所在する送り出した者又は生産者への連絡及び質問書の回答は、英語によるものとする。</p> <p>(イ) 受領の確認を伴う配達記録郵便又は書留郵便 (ロ) 送り出した者又は生産者による受領の確認を伴うその他の方法</p> <p>ハ 輸出締約国の権限のある政府当局が要請の受領の日から次の表第1欄に掲げる経済連携協定に対応する第2欄の期間内(追加情報の要請にあつては、次の表の第3欄の期間内に回答を行わない場合及び質問書(追加の質問書を含む。)に対する回答が、貨物が締約国原産品であることを決定するために十分な情報を含まない場合には、上記(2)の表の第4欄に掲げる協定の規定により確認の対象となつている貨物が締約国原産品ではないと決定されることから、当該貨物に係る締約国原産地証明書を無効なものと認めて、EPA税率を適用しないこととなるので、留意する。</p>
締約国原産地証明書	情報提供の期限
メキシコ協定原産地証明書	4か月
マレーシア協定原産地証明書	3か月
チリ協定原産地証明書	3か月
タイ協定原産地証明書	3か月
インドネシア協定原産地証明書	6か月
ブルネイ協定原産地証明書	3か月
	追加情報提供の期限
	2か月
	2か月
	2か月
	2か月
	4か月
	2か月

  

締約国原産地証明書	情報提供の期限	追加情報提供の期限
メキシコ協定原産地証明書	4か月	2か月
マレーシア協定原産地証明書	3か月	2か月
チリ協定原産地証明書	3か月	2か月
タイ協定原産地証明書	3か月	2か月
インドネシア協定原産地証明書	6か月	4か月

なお、上記イ(イ)のなお書きの方法による確認では、質問書に対する回答を当該質問書を受領した日から30日の期間内に受領し、かつ、確認の対象となっている貨物がメキシコ協定原産品であるか否かを決定するためにより多くの情報を必要とすると認めるときは、追加の質問書により貨物を送り出した者又は生産者に対し、当該質問書を受領した日から30日の期間を与えて、追加の情報を要請するものとする。この場合においても、質問書(追加の質問書を含む。)に対しメキシコ協定原産品であることを決定するための十分な情報を含まない場合には、確認の対象となっている貨物がメキシコ協定原産品でないと決定し、メキシコ税率を適用しないこととなるので留意する。

なお、上記イ(イ)のなお書きの方法による確認では、質問書に対する回答を当該質問書を受領した日から30日の期間内に受領し、かつ、確認の対象となっている貨物がメキシコ協定原産品であるか否かを決定するためにより多くの情報を必要とすると認めるときは、追加の質問書により貨物を送り出した者又は生産者に対し、当該質問書を受領した日から30日の期間を与えて、追加の情報を要請するものとする。この場合においても、質問書(追加の質問書を含む。)に対しメキシコ協定原産品であることを決定するための十分な情報を含まない場合には、確認の対象となっている貨物がメキシコ協定原産品でないと決定し、メキシコ税率を適用しないこととなるので留意する。

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正後
<p>ととなるので留意する。</p> <p>ニ 上記イ(口)の方法により確認を行う場合には、東京税関業務部総括原产地調査官を経由して本省を通じて行う。なお、訪問の実施の要請については、訪問の実施を希望する日の少なくとも40日前（メキシコ協定原産地証明書にあっては30日前）までに輸出締約国に所在する日本国大使館を通じ、輸出締約国の権限のある政府当局に対し、次の事項を含む書面を送付することとする。</p> <p>(イ) 当該書面を送付する関係当局を特定する事項</p> <p>(口) その施設への訪問が要請される輸出者又は輸出締約国の領域に所在する生産者の氏名又は名称</p> <p>(ハ) 訪問の実施を希望する日及び場所</p> <p>(二) 訪問の目的及び実施の範囲（確認の対象となっている原産地証明書所載の產品の明記を含む。）</p> <p>(ホ) 訪問に立ち会う本邦の関係当局の職員の氏名及び官職</p> <p>ホ 輸出締約国政府が訪問の実施を拒否する場合、書面による要請に対し当該書面を受領した日から30日以内に回答しない場合、訪問の最終日から45日以内又は相互に合意するその他の期間内に、訪問の間又はその後に収集した情報が提供されない場合又は提供された情報に貨物が締約国原産品であることを決定するために十分な情報を含まない場合は、上記(2)の表第4欄に示す締約国原産地証明書に対応する協定の規定により、訪問の対象とされた貨物が輸出締約国原産品でないと決定されることから、当該貨物に係る締約国原産地証明書を無効なものと認めて、EPA税率を適用しないこととなるので、留意する。</p> <p>ヘ 上記ホまでの手続きを実施した後、輸出締約国の権限のある政府当局（メキシコ協定原産地証明書に係る(2)イのなお書きの確認にあっては、メキシコに所在する送り出した者又は生産者）に対し、產品が締約国原産品であるか否かについて書面による決定（当該決定に係る事実認定及び法的根拠を含む。）を送付する。</p> <p>この書面による通知は、上記口に準じて行うものとする。</p> <p>ト 締約国原産品として輸入申告された貨物について、上記表の第2欄に掲げる協定の規定に基づく確認を行う場合であって、輸入者が貨物の引取りを急ぐ理由があると認められるときは、法第73条第1項及び第77条第7項の規定に基づき担保を提出させ、当該貨物の引取りを認めて差し支えな</p> <p>ニ 上記イ(口)の方法により確認を行う場合には、東京税関業務部総括原产地調査官を経由して本省を通じて行う。なお、訪問の実施の要請については、訪問の実施を希望する日の少なくとも40日前（メキシコ協定原産地証明書にあっては30日前）までに輸出締約国に所在する日本国大使館を通じ、輸出締約国の権限のある政府当局に対し、次の事項を含む書面を送付することとする。</p> <p>(イ) 当該書面を送付する関係当局を特定する事項</p> <p>(口) その施設への訪問が要請される輸出者又は輸出締約国の領域に所在する生産者の氏名又は名称</p> <p>(ハ) 訪問の実施を希望する日及び場所</p> <p>(二) 訪問の目的及び実施の範囲（確認の対象となっている原産地証明書所載の產品の明記を含む。）</p> <p>(ホ) 訪問に立ち会う本邦の関係当局の職員の氏名及び官職</p> <p>ホ 輸出締約国政府が訪問の実施を拒否する場合、書面による要請に対し当該書面を受領した日から30日以内に回答しない場合、訪問の最終日から45日以内又は相互に合意するその他の期間内に、訪問の間又はその後に収集した情報が提供されない場合又は提供された情報に貨物が締約国原産品であることを決定するために十分な情報を含まない場合は、上記(2)の表第4欄に示す締約国原産地証明書に対応する協定の規定により、訪問の対象とされた貨物が輸出締約国原産品でないと決定されることから、当該貨物に係る締約国原産地証明書を無効なものと認めて、EPA税率を適用しないこととなるので、留意する。</p> <p>ヘ 上記ホまでの手続きを実施した後、輸出締約国の権限のある政府当局（メキシコ協定原産地証明書に係る(2)イのなお書きの確認にあっては、メキシコに所在する送り出した者又は生産者）に対し、產品が締約国原産品であるか否かについて書面による決定（当該決定に係る事実認定及び法的根拠を含む。）を送付する。</p> <p>この書面による通知は、上記口に準じて行うものとする。</p> <p>ト 締約国原産品として輸入申告された貨物について、上記表の第2欄に掲げる協定の規定に基づく確認を行う場合であって、輸入者が貨物の引取りを急ぐ理由があると認められるときは、法第73条第1項及び第77条第7項の規定に基づき担保を提出させ、当該貨物の引取りを認めて差し支えない。ただし、メキシコ協定附属書1の日本国表第5欄（注釈）に21、24、</p>	

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正後
い。ただし、メキシコ協定附属書1の日本国の表第5欄（注釈）に21、24、25、26、27、29、30、31及び32の番号が掲げられた品目に分類される貨物（限度枠管理されている貨物）については、この限りでないので、留意する。	25、26、27、29、30、31及び32の番号が掲げられた品目に分類される貨物（限度枠管理されている貨物）については、この限りでないので、留意する。

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(事前教示の手続等)</p> <p>68 - 5 - 22 <u>シンガポール協定第32条、マレーシア協定第41条及びブルネイ協定第38条</u>に規定する事前教示並びにタイ協定第41条に規定する照会に対する回答に係る手続等に関しては、前記 7 - 17(納税申告等に係る事前教示の手続)を用いるものとする。なお、税関は、当該教示のために必要なすべての書類を受領した日から30日以内に、当該教示を行うよう努めるものとする。</p>	<p>(事前教示の手続等)</p> <p>68 - 5 - 22 <u>シンガポール協定第32条及びマレーシア協定第41条</u>に規定する事前教示並びにタイ協定第41条に規定する照会に対する回答に係る手続等に関しては、前記 7 - 17(納税申告等に係る事前教示の手続)を用いるものとする。なお、税関は、当該教示のために必要なすべての書類を受領した日から30日以内に、当該教示を行うよう努めるものとする。</p>